

寒川文書館条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(加える)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第3条 文書館の管理は、町長が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>文書館の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(2) <u>その他文書館の管理運営に関して町長が必要と認める業務</u></p> <p>3 <u>指定管理者の指定の手續等については、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年寒川町条例第18号)の定めるところによる。</u></p>
<p>第3条～第5条 (略)</p> <p>～略～</p>	<p>第4条～第6条 (略)</p> <p>～略～</p> <p><u>附 則</u></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>この条例による改正後の寒川文書館条例第3条第3項の規定による指定管理者の指定に必要な公募、申請その他の行為は、この条例の施行日前においても、行うことができる。</u></p>